

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年4月16日(2020.4.16)

【公表番号】特表2019-523779(P2019-523779A)

【公表日】令和1年8月29日(2019.8.29)

【年通号数】公開・登録公報2019-035

【出願番号】特願2018-566499(P2018-566499)

【国際特許分類】

C 07 C	69/157	(2006.01)
A 61 K	31/122	(2006.01)
A 61 P	33/06	(2006.01)
A 61 K	45/00	(2006.01)
A 61 K	9/08	(2006.01)
A 61 K	47/44	(2017.01)
C 07 C	69/24	(2006.01)
C 07 C	69/587	(2006.01)

【F I】

C 07 C	69/157	C S P
A 61 K	31/122	
A 61 P	33/06	
A 61 K	45/00	
A 61 K	9/08	
A 61 K	47/44	
C 07 C	69/24	
C 07 C	69/587	

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月9日(2020.3.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

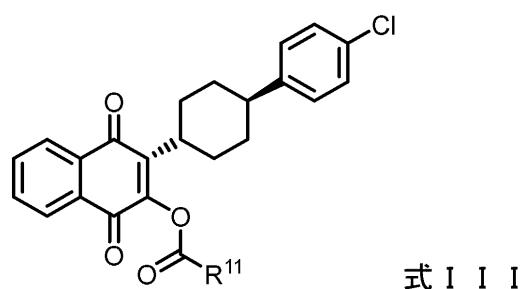
【特許請求の範囲】

【請求項1】

(i) 油；および

(ii) 式(III)の化合物またはその薬学的に許容される塩、溶媒和物もしくは立体異性体：

【化1】



(式中、

R¹⁻¹ は親油性部分である)
を含む医薬組成物。

【請求項 2】

R¹⁻¹ が置換されていてもよい C₁ ~ C₃₋₀ アルキル、置換されていてもよい C₂ ~ C₃₋₀ アルケニルまたは置換されていてもよい C₂ ~ C₃₋₀ アルキニルである、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 3】

R¹⁻¹ が置換されていてもよい C₁ ~ C₂₋₀ アルキル、置換されていてもよい C₂ ~ C₂₋₀ アルケニルまたは置換されていてもよい C₂ ~ C₂₋₀ アルキニルである、請求項 1 または 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 4】

R¹⁻¹ が C₁ ~ C₆ アルキルである、請求項 1 または 2 に記載の医薬組成物。

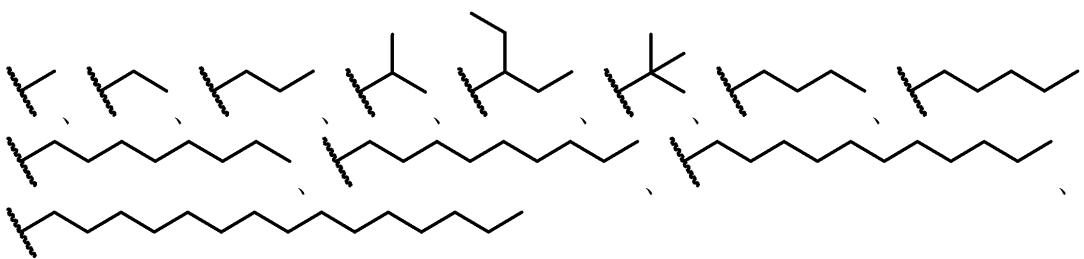
【請求項 5】

R¹⁻¹ が C₆ アルキルである、請求項 1 または 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 6】

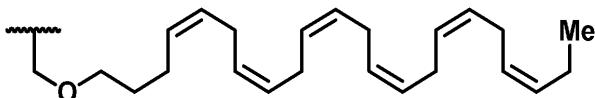
R¹⁻¹ が

【化 2】



または

【化 3】

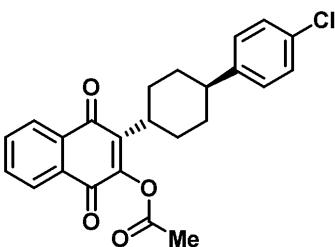


である、請求項 1 または 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 7】

式 (I I I) の化合物が

【化 4】



である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

前記油が植物油である、請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

前記油がトウモロコシ油、落花生油、ゴマ油、オリーブ油、パーム油、ベニバナ油、大豆油、綿実油、菜種油、ヒマワリ油およびこれらの混合物から選択される、請求項 1 から 8 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

前記油がゴマ油である、請求項 1 から 9 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

前記式 (I I I) の化合物またはその薬学的に許容される塩、溶媒和物もしくは立体異性体の濃度が約 50 mg / mL 超である、請求項 1 から 10 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

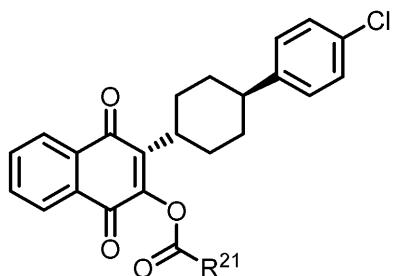
前記式 (I I I) の化合物またはその薬学的に許容される塩、溶媒和物もしくは立体異性体の濃度が約 100 mg / mL 超である、請求項 1 から 11 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 13】

前記式 (I I I) の化合物またはその薬学的に許容される塩、溶媒和物もしくは立体異性体の濃度が約 200 mg / mL 超である、請求項 1 から 12 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 14】

式 (IV) の化合物またはその薬学的に許容される塩、溶媒和物もしくは立体異性体：

【化 5】

(式中、

R^{21} は置換されていてもよい $C_3 - C_{30}$ アルケニルまたは置換されていてもよい $C_2 - C_{30}$ アルキニルである)。

【請求項 15】

マラリアの治療または予防における使用のための、請求項 14 に記載の化合物または請求項 1 から 13 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 16】

前記式 (I I I) の化合物またはその薬学的に許容される塩、溶媒和物もしくは立体異性体が、約 5 ~ 約 20 mg / 日の用量で投与される、請求項 15 に記載の使用のための医薬組成物。

【請求項 17】

式 (I I I) の化合物またはその薬学的に許容される塩、溶媒和物もしくは立体異性体が、特にアルテミシニン、アルテミシニン誘導体、アトバコン、プログアニル、キニン、クロロキン、アモジアキン、ピリメタミン、ドキシサイクリン、クリンダマイシン、メフロキン、プリマキン、ピロナリジン、ハロファントリンまたは E L Q - 300 から選択される追加の抗マラリア薬と組み合わせて投与される、請求項 15 又は 16 に記載の使用のための医薬組成物。